

## 建設工事等における電子保証（契約保証及び前払金保証）の取扱いについて

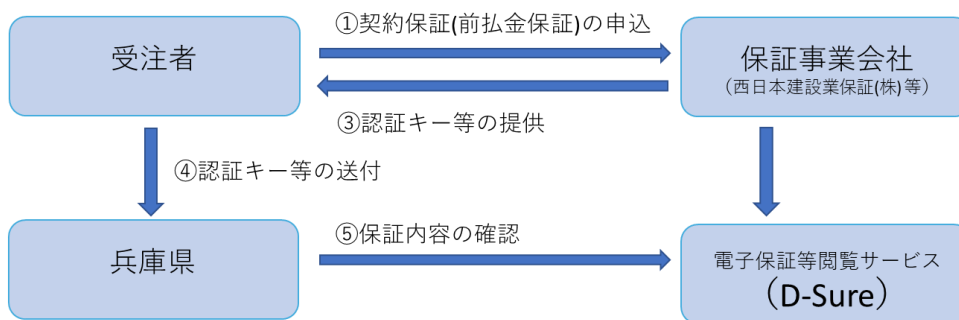
兵庫県土木部では、建設工事及び建設コンサルタント業務等における契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の取扱いを開始します。

なお、従前通り、紙の保証証書の提出も可能です。

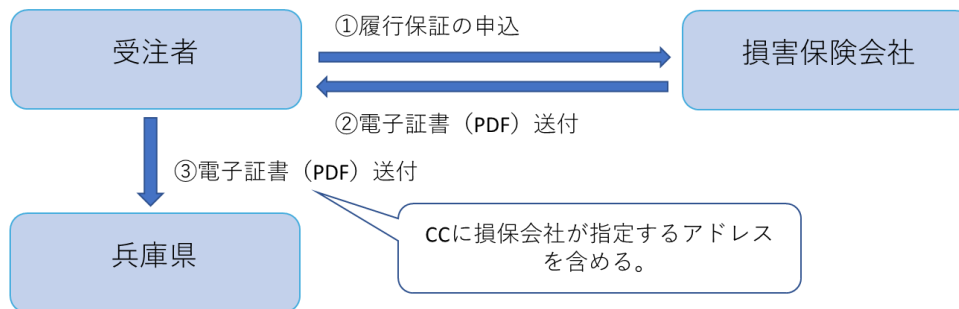
### 記

#### 1 電子保証の提出方法

##### ●保証事業会社の場合



##### ●損害保険会社の場合



#### 2 対象

令和6年11月1日以降に入札公告（入札通知）を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等

※土木部及び各土木事務所・港管理事務所以外の県発注機関における電子保証の取り扱いについては、直接、各発注機関へお問い合わせください。

#### 3 その他

西日本建設業保証株式会社等の保証事業会社が提供する電子保証の申し込みについては、保証事業会社へお問い合わせください。